

出産育児一時金(35万円)の
受取代理制度を
開始します。

12月1日より申請を受付します。

今から赤ちゃんを出産する方へ



受取代理制度ってなあ～に？



国民健康保険が支給する出産育児一時金を、被保険者等に代わって、病院、診療所又は助産所(以下「医療機関等」という。)が受け取ることをいいます。現行では、被保険者等は出産時に出産費用の全額を医療機関等へ支払うこと(出産後に国民健康保険から出産育児一時金の支給を受けます)となっていますが、この制度を利用すれば、出産時に全く支払わないか、もしくは35万円を超えた分を支払えばよいということになりますので被保険者等の出産時の費用負担が軽減されることとなります。

対象者は？

受取代理を申請できるのは、被保険者の世帯主であって、出産育児一時金の支給を受ける見込みがあり、かつ出産予定日まで1ヶ月以内の方です。

ただし、次のいずれかに該当する場合には制度の利用ができません。

- 国民健康保険税を滞納している対象者
- 医療機関等との同意を得られない対象者



手続きはどうすればいいの？

受取代理を希望する方は、母子健康手帳その他出産予定日を証明する書類を持って阿蘇市保健課又は、内牧・波野支所保健係へご相談ください。

出産育児金の支払は？

阿蘇市では、対象者の出産後、医療機関等から送付された分娩費請求書及び出産証明書類の写しにより出産育児一時金等の審査及び支給決定をし、次のように支払います。

分娩請求額が35万円以上の場合

出産育児一時金等の全額を医療機関等に支払います。(当該請求額と35万円との差額は対象者等が医療機関等に支払うこととなります。)

分娩請求額が35万円以下の場合

当該請求額的全額を医療機関等に支払い、35万円と当該請求額との差額は被保険者等に支払います。